

年 月 日

（宛先）高松市保健所長

営業許可申請書・営業届（新規・継続）

食品衛生法（第 55 条第 1 項・第 57 条第 1 項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX 番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX 番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)				資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。				都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 受講した講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装				自由記載	
	自動販売機の型番				業態	
	HACCP の取組				※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理	
業種など情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営 業 の 形 態					備 考
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな)					電話番号
	担当者氏名					

申請者情報	法第 55 条第 2 項関係			該当には ☒
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(2)	食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(3)	法人であって、その業務を行う役員のうちに(1) (2) のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング	
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者設置（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車を利用した飲食店営業又は魚介類販売業の場合	
	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)		免許番号	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理を行う営業の場合				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） ☐ ☐ 水質検査の結果（飲用に適する水使用の場合） ☐ ☐ 食品衛生責任者の資格を有することが確認できる書類 ☐ ☐ 車検証の写し（自動車を利用した営業の場合） ☐			
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

注 1 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく申請は両面を、第 57 条第 1 項の規定による届出の場合は「表面」のみを記載してください。

2 ☐については、該当するものに「☒」を記入してください。